

令和8年度国立研究開発法人産業技術総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（1）産総研における令和7年度の契約状況は「表1」のとおり、契約件数は3,042件、契約金額は2,568.7億円である。

このうち、「競争性のある契約」は、2,403件（79.0%）、1,470.5億円（57.2%）であり、「競争性のない随意契約」は、639件（21.0%）、1,098.2億円（42.8%）であった。

令和6年度と令和7年度の合計を比較すると、全体の契約件数は1,819件減少し、契約金額は1,134.1億円増加している。

「競争性のある契約」は、令和6年度と比較して件数は1,553件減少、契約金額は116.5億円増加している。件数の減少については、少額随意契約の適用対象となる金額基準の改訂に伴い、従来本表の集計対象に含まれていた案件の一部が集計対象外となったことによる影響が主な要因である。また、契約金額の主な増加要因としては、先端リソグラフィ研究開発拠点（仮称）整備事業が挙げられる。

「競争性のない随意契約」は、令和6年度と比較して件数は266件減少したものの、契約金額は1,017.6億円増加している。件数の減少については、前述のとおり、少額随意契約の適用対象となる金額基準の改訂に伴う集計対象範囲の見直しによるものが主な要因である。また、契約金額の主な増加要因としては、EUV露光機が挙げられる。

なお、公共施設の整備・管理・運営におけるPFI事業の活用については、産総研において取り組むべき施設等の整備等はなかった。

表1 産総研の調達全体像

（単位：件、億円）

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	1,121 (23.1%)	1,213.9 (84.6%)	737 (24.2%)	1,368.1 (53.3%)	△384 (△34.3%)	154.2 (12.7%)
企画競争・公募	304 (6.3%)	37.8 (2.6%)	252 (8.3%)	31.9 (1.7%)	△52 (△17.1%)	△5.9 (△15.7%)
特例随意契約	2,531 (52.1%)	102.3 (7.1%)	1,414 (46.5%)	70.6 (3.8%)	△1,117 (△44.1%)	△31.8 (△31.0%)
競争性のある契約（小計）	3,956 (81.4%)	1,354.0 (94.4%)	2,403 (79.0%)	1,470.5 (57.2%)	△1,553 (△39.3%)	116.5 (8.6%)
競争性のない随意契約	905 (18.6%)	80.6 (5.6%)	639 (21.0%)	1,098.2 (42.8%)	△266 (△29.4%)	1,017.6 (1,262.3%)
合 計	4,861 (100%)	1,434.6 (100%)	3,042 (100%)	2,568.7 (100%)	△1,819 (△37.4%)	1,134.1 (79.1%)

（注1） 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 比較増△減の（ ）書きは、令和7年度の対令和6年度伸び率である。

（注3） 本表には、少額随意契約は含まれない。

(2) 一者応札・応募状況に関する分析

産総研の「競争性のある契約」における令和7年度の一者応札・応募の状況は「表2」のとおり、一者応札・応募の契約件数は2,090件（87.0%）、契約金額は467.3億円（31.8%）であった。令和6年度と比較すると、件数は1,393件減少、金額は253.3億円減少している。

合計に占める一者応札・応募の件数は、前述のとおり、少額随意契約の適用対象となる金額基準の改訂に伴う集計対象範囲の見直しにより減少しているが、一者応札の割合は、令和6年度と比較して同程度であった。これは、高度な研究開発装置等においては、対応可能な事業者が限定される場合があることも、一者応札となる要因と考えられる。

表2 産総研の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		令和6年度		令和7年度		比較増△減	
2者以上	件数	473	(11.9%)	313	(13.0%)	△160	(△33.8%)
	金額	633.4	(46.8%)	1,003.2	(68.2%)	369.8	(58.4%)
1者	件数	3,483	(88.0%)	2,090	(87.0%)	△1,393	(△40.0%)
	金額	720.6	(53.2%)	467.3	(31.8%)	△253.3	(△35.2%)
合計	件数	3,956	(100%)	2,403	(100%)	△1,553	(△39.3%)
	金額	1,354.0	(100%)	1,470.5	(100%)	116.5	(8.6%)

(注1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募、特例随意契約、不落随意契約）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和7年度の対令和6年度伸び率である。

2. 重点的に取り組む分野及び取組内容（【 】は評価指標）

上記1.の現状分析等を踏まえ、重点的に取り組む分野及び取組内容は、次のとおりとする。

(1) 一者応札・応募の抑制に向けた取組

【競争性のある契約について、以下の取組を着実に実施しているか。】

1) 従来、ホームページ上で公告及び競争参加が可能と思われる事業者への声掛けを実施してきた。しかしながら、依然として一者応札率が高く、公告情報が競争参加者に十分に行き渡っていないと思われる。

そこで、新たな取組として、事業者への声掛けに代えて、既存の全ての取引事業者に対して、電子メールによる公告情報の一斉配信を行うこととし、競争参加者の拡大を図る。

2) 事業者が余裕をもって計画的に提案できるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設ける。

3) 一者応札・応募となった案件については、契約監視委員会の事後点検における意見等を踏まえ、要因分析を行い、一者応札・応募の抑制に向けた取組を推進する。

(2) 競争性のある随意契約

「国立研究開発法人の調達に係る事務について」（令和3年2月26日内閣総理大臣・総務大臣決定）において認められた公開見積競争を原則とする特例随意契約について、適切かつ合理的な調達に向けた次の取組を実施する。

【特例随意契約について、適切かつ合理的な調達を実施しているか。】

1) 関係法人以外と契約し、競争参加者が一者のときは価格交渉を行うなど公正性を担保する。

- 2) 特例随意契約については契約概要を公表し、透明性を確保する。
 - 3) 実施状況は所管部署・内部監査で点検し、契約監視委員会による事後検証と翌年度可否の審議を行う。
- (3) 官公需法に基づく中小企業の受注機会への配慮及び価格転嫁・取引適正化の着実な実施
- 【「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」（令和8年4月6日）に規定されている「令和8年度末までに100%の実施を達成すべき措置」について、以下の取組を着実に実施しているか。】
- 1) 予定価格への最新の実勢価格の反映
発注に当たって作成する全ての予定価格において、需給の状況、原材料費・人件費・エネルギーコスト等の実勢価格を反映するとともに、複数年度契約の発注に当たって作成する予定価格においては、期中の価格変動も適切に反映する。
 - 2) 低入札価格調査制度の徹底
制度の対象とされている契約について、低入札価格調査を適用する。また、調査を実施する際には、人件費・工数が適切に計上されているかの確認を行う。
 - 3) 契約期間中に発生した労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応
受注者から請負契約の内容の変更について申出があった場合は、誠実な対応を行う。
 - 4) 組織内で利用する契約書ひな形へのコンテンツ版バイ・ドール条項の設定
調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツ版バイ・ドール条項を含んだ契約書のひな形を作成する。
 - 5) 発注を行う際の分離・分割発注の実施の検討
燃料など市況価格の変動が激しい商品等の発注に当たっては、公正性を確保した上で、分離・分割して発注することが効果的・効率的な履行に資するか、案件ごとに検討を行う。

なお、公共施設の整備・管理・運営におけるPFI事業の活用については、産総研において取り組むべき施設等の整備等はなく、当面想定されない。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【】は評価指標）

【調達に係る公正性・透明性・競争性の確保のためのガバナンスについて、以下の取組を着実に実施しているか。】

- (1) 調達に係る契約権限の明文化
財務及び会計に関する事務の適正化を図るため、研究所の収入及び支出の原因となる契約その他の行為に関する事務は、「契約担当職」のみが行えることを会計規程で明文化している。
- (2) 随意契約の所内におけるチェック機能の確保
「競争性のない随意契約」を締結することとなる案件については、「随意契約によることができる事由」との整合性や妥当性について、調達担当部署において二重チェックを実施する。

(3) 適正な検収の徹底

調達に係る全ての検収を、本部組織又は事業組織に所属する職員（検収担当者）が実施する。

(4) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

全職員等を対象とした義務研修（e-ラーニング）において、「調達・検収制度」及び「外部研究資金等の適正執行」をカリキュラムに設定し、調達ルール周知・浸透を図る。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。

また、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させる。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、研究環境整備本部長を総括責任者とし、以下のメンバーにより、調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	研究環境整備本部長
副総括責任者	調達部長
構成メンバー	調達部各室長、企画部計画室長

(2) 契約監視委員会の活用

契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める規程（随意契約の妥当性に関する事、随意契約から一般競争入札等への移行に関する事、一般競争入札等の競争性の確保に関する事、特例随意契約による調達の妥当性に関する事）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページで公表する。
なお、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画を改定する。